



滋 監 第 5 0 8 号

平成28年(2016年)4月26日

各建設業団体の長 様

滋賀県土木交通部監理課長  
(公 印 省 略)

市町が主催する清掃活動への参加にあたっての注意について

平素は、本県の土木交通行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、ありがとうございます。

さて、市町が主催する清掃活動への参加については、平成26年度より入札参加資格審査(主観点数)において加点評価しており、多くの建設企業に参加いただいております。厚く御礼申し上げます。

この清掃活動に参加された一部の方についてのことですが、清掃活動の当日、市町が設けた参加者受付窓口において、参加の証明をその場で直ぐに発行するよう求めたり、加点制度の詳細な内容を質問したり、さらには、市町の職員に活動状況の写真を撮影するよう求めるという事例があり、その市町では清掃活動の運営に支障をきたしている状況です。

つきましては、加点制度に関する問合せは必ず滋賀県土木交通部監理課審査契約係あて問い合わせ、具体的な証明手続きについては、清掃当日までに市町環境美化担当課に確認してください。

また、市町の職員は清掃活動が事故なく安全に実施されるよう尽力していますので、その業務遂行を妨げることなく、自らも安全に注意し、清掃活動を実施してください。なお、清掃活動の評価に関する取扱いの詳細は別紙のとおりです。

【お問い合わせ】

〒520-8577

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

滋賀県 土木交通部 監理課

審査契約係 <sup>はぎま</sup> 陌間・片桐 (内線 4116)

TEL 077-528-4116 FAX 077-524-0943

E-mail ha0002@pref.shiga.lg.jp

## 建設工事入札参加資格審査における主観的評価項目について（地域貢献活動）

### ◆地域貢献活動への参加

国、県、または市町が主催する地域貢献活動（清掃活動や就業体験受入など）への参加  
1回につき2点を加算します。10点を限度とします。

#### 1. 「地域貢献活動」の考え方

- (ア) 対価を伴わない自主的非営利活動
- (イ) 企業としての取組み
- (ウ) 具体的な活動実績
- (エ) 活動内容の客観的挙証

の「基本4要件」を充足する地域貢献活動を実施している場合を評価します（滋賀県内の活動に限ります）。金品の寄付、各種協力協定等の締結そのものは、当該活動とは認めません。

#### 2. 次の「地域貢献活動 分類表」に該当する地域貢献活動を実施し、かつ、①に示す基本4要件のすべてを満たす場合に評価します。

#### 3. 実績の確認方法

「別記様式9 地域貢献活動実施報告書」により証明を受けてください。同報告書に実施した内容が確認できる書類（依頼文・礼状、新聞、写真等）を添付してください。

なお、別記様式9に代えて、地域貢献活動により国、県または市町から受けた礼状や表彰状の写しを提出することもできます。この場合、清掃活動の開催案内等の活動日時が確認できるものを添付してください。

#### 4. 災害時の特例

地域貢献活動については原則として国、県、または市町による実績の証明を要件としますが、災害（「滋賀県災害対策本部」が設置された災害または県内市町において「災害対策本部」が設置された災害に限ります）発生時において、社会福祉協議会など災害ボランティアを支援する団体に参加を申し出て、その団体の要請等により無償で応急救援活動や災害復旧活動に従事した場合は、その団体の証明によるものとします。

#### 5. 対象期間

審査基準日が平成28年10月1日の場合、平成27年10月1日から平成28年9月30日までに実施した地域貢献活動。

#### 6. 地域貢献活動の実績の証明について

国、県、または市町が主催する地域貢献活動に参加したとしても、市町が参加の事実を確認できず実績の証明ができなければ加点の対象になりませんのでご注意ください。

【地域貢献活動 分類表】

分類	活動内容	活動の証明者
[分類1] 清掃活動	国、県または市町が主催する清掃活動への参加 (注1) (注2)	・国の各機関、県または市町の長 ・国の各機関、県または市町の施設の長
[分類2] 地域の建設業を担う次世代育成支援	就業体験受入または建設業体験事業	・学校の長（私立学校を含む）
[分類3] 地域への技術力の還元	・公共施設の除雪、学校グラウンドの整備等の公共施設ボランティア活動 ・国、県または市町の依頼等に基づいて実施する高齢者宅水道・電気点検活動等の支援を必要とする方々へのボランティア活動	
[分類4] 災害緊急時活動	(1)「滋賀県災害対策本部」または県内市町において「災害対策本部」が設置された災害おける次のいずれかの活動 ①パトロール活動 ②人道支援（炊き出し、物資運搬その他被災者支援活動の実施） ③がれき等の撤去 ④資機材提供（建設機械、発電機、ブルーシート、仮設便所等の無料貸し出し）	上記の証明者および社会福祉協議会またはボランティアを支援する団体等の長
	(2) 国、県または市町が主催する防災訓練への参加 (注) 防災訓練には実働訓練のほか、情報収集・伝達訓練および図上訓練を含む。	国の各機関、県または市町の長、各部署の長、施設の長  ※平成 28 年 4 月 1 日以降に実施された防災訓練を評価の対象とします。

(注1)「美知メセナ制度」および「淡海エコフオスター制度」に基づく活動については従来どおり別途加点しますので、この地域貢献活動には含みません。

(注2) 清掃活動には、自治体が特定の日（びわ湖の日など）に自治会、事業者および各種団体に対して自主的な清掃活動を提唱して実施するもので、実施主体が県や市町でなく評価の対象にならないもの（注4に該当するものを除く）や、清掃活動範囲が広域のため県や市町が参加の証明をすることが困難なものがありますので、証明

が可能かどうか、主催者等に事前に相談いただくことをお勧めします。

(注3) 災害緊急時活動へ参加を申し出される場合は、必ず法人・個人の別を明確にして申し出してください。なお、災害緊急時活動への参加証明については、災害発生後の混乱の中で参加を申し出て実施するもので、後日の証明が困難な場合があることにご留意ください。

(注4) 市町自身が構成員となっており、かつ市町が事務局を担当している団体が実施主体である場合など、市町が実施主体に深く関与していると認められる地域貢献活動については、市町が主催するものと同様に評価します。

**【提出書類等】**

- ・別記様式9「地域貢献活動実施報告書」